平成３０年（フ）第１８号
鹿児島県南さつま市加世田唐仁原5380番地１
市営堂ノ下団地１号棟101号
債務者　内村リエ子
１　決定年月日時　平成30年３月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　黒沢佐和美
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月14日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成３０年（フ）第１１号
茨城県結城市大字結城13717番地　ノデラハイツ107
債務者　谷古宇一生
１　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　江村　正之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月19日午前11時15分
５　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成３０年（フ）第７０８号
大阪府東大阪市長田中２丁目１番７―801号
ジュネスチャイム　801号
債務者　清水　昭彦
１　決定年月日時　平成30年３月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　西尾　和則
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月14日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１４５号
神戸市灘区城内通３丁目２番11号　伸和コーポ401号
債務者　カットハウスドイこと　土居　榮治
１　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　上原　隆志
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月30日午前10時
５　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第７９号
広島市南区宇品東２丁目８番25―301号
債務者　佐高　智之
１　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　上土井幸始
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月23日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４号
愛媛県西予市宇和町田苗真土924番地
債務者　松浦　建一
１　決定年月日時　平成30年３月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　越智　顕洋
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月19日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
松山地方裁判所宇和島支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第４１号
函館市亀田本町６番６号
債務者　深江　里歩
１　決定年月日時　平成30年３月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第６号
岩手県一関市関が丘78番地２　市営関が丘アパート６―125
債務者　鈴木真由美
１　決定年月日時　平成30年３月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２９年（フ）第２０８８号
愛知県瀬戸市水南町12番地の４
債務者　髙橋　一美
１　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１６１号
愛知県北名古屋市沖村井島21番地、従前の住所愛知県北名古屋市九之坪葭田78番地　ラヴェーナ105号
債務者　ユウ美装こと悠美装こと　安井　雄也
１　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１６２号
愛知県北名古屋市沖村井島21番地、従前の住所愛知県北名古屋市九之坪葭田78番地　ラヴェーナ105号
債務者　安井　　優
１　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８７５号
埼玉県朝霞市溝沼４丁目１番46号　ラフィナート202号
債務者　成田　正男
１　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第５５号
東京都国分寺市戸倉１丁目８番地43千歳サンライズ205
債務者　上野　隆史
１　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
５　免責審尋期日　平成30年５月10日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１７８号
東京都武蔵野市西久保２丁目10番16号グレイスタイム三鷹305
債務者　益田　浩美（旧姓渡邊）
１　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
５　免責審尋期日　平成30年５月11日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第５１６号
岡山市東区瀬戸町下543―３マリベール瀬戸駅前101、住民票上の住所岡山県赤磐市山陽４丁目２番27号
債務者　黒田　芳正
１　決定年月日時　平成30年３月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
５　免責審尋期日　平成30年５月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２０号
岡山市中区平井３丁目971番地１　市営住宅５番館203号
債務者　柳澤ミエこと　ＹＡＮＡＧＩＳＡＷＡ　ＴＥＯＤＯＲＩＣＡ　ＭＩＥ　ＣＯＮＣＥＰＣＩＯＮ
１　決定年月日時　平成30年３月12日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
５　免責審尋期日　平成30年５月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部